

高血圧性疾患重症化予防業務委託に関する公募型プロポーザル審査会設置要綱

令和4年7月12日
事務局 長 決 裁

(設置)

第1条 高血圧性疾患重症化予防業務を委託するに当たり、事業者からの企画提案を受け、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）にとって最も適切な受託者を選定するため、協議および審査を行うことを目的として、高血圧性疾患重症化予防業務委託に関する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について協議および審査を行う。

- (1) 委託業者の選定基準に関すること。
- (2) 業者から提出された企画提案書の審査および評価を行い、業務の実施に最も適したものを選定すること。
- (3) その他審査を公平かつ適正に実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は次のとおり広域連合職員で構成する。

	所属・職名等
広域連合	事務局長、次長、総務課長、業務課長

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、広域連合事務局長をもって、これに充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 4 会議における議事の決定は、出席委員の過半数で行い、可否が同数となった場合は、

委員長が決するところによるものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、広域連合事務局業務課事業企画班が行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会に必要な事項は審査会で決めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月12日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託契約の日をもってその効力を失う